

# 地球環境部発足、環境基本法制定に当たって (1990, 1993 年)<sup>1</sup>

渡辺 修 氏

私は、1988年7月に厚生省から長官官房長に出向し、1993年6月に事務次官を退任するまで、公務員生活の最後の5年間に環境庁で過ごしました。「地球環境部」発足と「環境基本法」制定の2つの事柄は、私の公務員生活の最後の5年間で最も記憶に残っています。また、「地球環境問題」の取り扱いに関する極めて不都合な実態を、この身で日々痛感したところから始まります。

一つは、地球環境問題が日を追って大きな問題になっていくのに、環境庁においては、官房国際課を中心に、企画調整局や大気保全局など関係部局と連絡しつつ、何とかかんとか対応していたことでした。また、重要な判断事項があると、環境庁長官の私的諮問機関として、大来佐武郎さんを座長とする「地球的規模の環境問題に関する懇談会」でお知恵をお借りしていました。公害問題については「中央公害対策審議会」、国立公園等の自然保護については「自然保護審議会」という法定の審議会があるのに、こんなに重要な世界的問題として連日のように難しい判断を迫られる地球環境問題には法定審議会がない。この二つの大きな課題は、常に私の脳裏を離れませんでした。

森幸男事務次官の下で2年間官房長を勤めた後、1990年7月に自然保護局長に転じました。しかし、僅か半年足らずで、山内（やまのうち）企画調整局長が急死された後を受けて、企画調整局長を拝命しました。官房長に就任して最初の1年間で、最も頻りに官房長室に顔を出した職員は、加藤三郎国際課長でした。目的は、地球環境問題の対処についての協議でした。こうした個別の問題のほかに、官房長にとって毎年定例の大きな仕事は、翌年の予算と組織定員の要求とその実現のための査定官庁との協議です。

官房長就任の1988年の11月には、UNEPとWMOにより気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が設立されました。IPCCの設置を契機に、翌1989年7月のパリのアルシュサミット、1990年7月のヒューストンサミットにおける経済宣言において、環境問題が多く部分を占めることになりました。

1989年7月のパリサミットにおいて初めて地球環境問題が主要議題の一つとなることが判明

---

<sup>1</sup> 環境省五十年史の作成に当たり執筆していただいたものであり、文責は執筆者にある。（原稿受理日：2021年5月20日、最終確認日：2021年12月16日）

しましたので、大学時代同期の外務省の林貞行経済局長に掛け合いました。当時経済局長は首相の「シェルパ」を務めていました。竹下総理のご意向もあり、初めて環境庁からサミットの事務方として加藤三郎さんの参加が認められました。このサミットの少し前に、リクルート事件を契機に、竹下総理よりサミット後に退陣の意向が表明されましたが、「総理を辞するにあたってこれだけはやっておかなければならない」として、我が国が世界の環境問題に的確に貢献するため、「内閣に閣僚会議を速やかに設置すべき」との指示がなされ、総理が主宰し関係 19 省庁の大臣、自民党役員から構成される「地球環境保全に関する閣僚会議」が 5 月に設置されました。

その第 1 回の閣僚会議において、橋本龍太郎自民党幹事長から、環境庁設置法では地球環境問題への取り組みが明確に規定されていないので、設置法の改正を検討すべきとの発言がなされましたが、法改正には時間がかかるので、内閣に地球環境問題担当大臣を置くこととされ、総理から青木正久環境庁長官が指名されました。私が環境庁に出向した時の大臣は、堀内俊夫さんでしたが、1988 年の 12 月に青木さんに交代されていました。竹下総理は、かねて国際的な環境問題が重要になるとのお考えから、新聞記者の出身で国際問題に堪能な青木さんを大臣に指名されたと承知しています。

こうした実情を背景に、1989 年の夏、翌 1990 年度の組織要求において、庁内の関係組織を統合して、企画調整局に 2 課 1 室から成る「地球環境部」の設置を要求し、その結果、認められました。当時、組織定員の審査は行政管理庁行政管理局で行われていましたが、1978 年 4 月から 2 年間行政管理局に出向していた時に机を並べていた、2 年先輩の行管（行政管理庁のことを指す）プロパーの方（百崎英氏、後の総務事務次官）が行政管理局の審議官をされていて、政府内における動向を背景に、スクラップの内容やスクラップ案の提出時期などについて深い理解を示してくれました。

私は、1990 年 12 月に、（前述のとおり）突然、企画調整局長になりましたが、I P C C の報告書関係の仕事を始め地球環境関係のテーマに追われるようになりました。翌 1991 年 7 月には、安原正次官が退任されて、企画調整局長も僅か 7 ヶ月で事務次官に就任しました。その頃には、大臣の私的諮問機関のままでは、地球環境問題に十分な対応ができないとの感を深くするようになり、公害問題だけでなくもっと広く環境問題全体を審議の対象とする法定の審議会を設置する必要があると考えました。そこで、自然保護問題も間違いなく環境問題ですから、公害対策審議会と国立公園審議会からそれぞれ半数程度の委員の方による合同会議を開催して、地球環境問題への対応を図るため、「環境基本法」（仮称）を新たに策定することについて、両審議会委員のご意見を伺うこととしました。その上で、かねて極めて優秀と認めていた小林光さん（後の事務次官）を始め省内の優秀な人材と、大蔵省から企画調整課長に見えていた増原義剛さん（後に衆議院議員）や厚生省から出向していた鈴木俊彦さん（後の厚生労働事務次官）ら出向組も含めて、チームを作り、基本法作りに精を出してもらいました。

公害対策基本法に触れることはご法度であるとの空気が当時あって、大先輩から電話で大変きついご忠告がありましたが、公対法で今なお必要と認められる条文は必ず残しますからとお答えしてご理解を頂きました。勿論新しく地球環境問題をも含む新法を作る以上、環境審議会の新設のほか、様々な新しい条文が必要になりました。また、かつて橋本幹事長が指摘された「環境庁設置法」の改正も当然必要になりました。そのうち特に印象に残っているのは、新しい基本法の中に、「環境基本計画」作成の条文が設けられたことでした。地球環境問題を始め広く環境の保全に関して、環境庁が中心になることを意味する条文だったからです。

この「環境基本法」は、関係省庁との協議を終えて、1993年の通常国会に提案され、森仁美官房長を中心に、担当の八木橋企画調整局長たちのご努力で、順調に国会審議が進み、衆議院で約34時間にわたる審議の後、政府案が「環境の日」を定める1条項を追加されて本会議で全会一致で可決されました。これを受け、参議院では約24時間の審議の後、衆議院で修正された案に、「国及び地方公共団体の協力」について定める1条項を追加した形で、同法案は環境特別委員会において全会一致で可決され、参議院本会議、そして衆議院本会議での再可決を経て成立の運びとなっていました。しかし、突然、内閣不信任決議案が上程されて衆議院解散となり、参議院本会議での採決が行われませんでした。私は、6月末日をもって事務次官を辞し、八木橋さんに後を託しました。幸い、環境基本法は、その年のうちに成立を見ましたので、安堵した記憶があります。

なお、特に私の記憶に強く残っていることは、竹下総理のサミットに関連してのご指示と、橋本龍太郎さんの終始変わらぬご支援です。

地球環境部の新設に関しても、かねて自民党の行財政調査会の会長として環境庁出向前からお世話になっておりました関係で、組織要求に当たって、事前に幹事長室にご説明に伺いましたが、いきなり「何で地球環境局の要求をしないのか」と言われ、庁内組織全体の改編となり、先ずは部の要求をお願いします、と申し上げてご了解を頂きました。行政管理局の組織審査に当たっては、百崎審議官が自民党の状況をも勘案されて、スクラップの在り方に深い理解を示して下さい、大いに助けられました。年末に、百崎審議官が大蔵大臣に就任しておられた橋本さんに大きな組織要求についての審査結果をご報告した時、橋本さんからよくやったとお褒めに預かった旨、後日話してくれました。また、何年も後に、管理官時代に親しくしていた年次の若い西村さん（行管の次官から会計検査院長になられた方）に聞く機会がありましたが、「その件は、組織査定の悪い例には挙げられていない」と伺い、安堵しました。

その後、橋本総理の下で行われた大規模な省庁再編の際、2001年4月、厚生省から廃棄物行政を引き継いで、環境庁が環境省となり、地球環境部が地球環境局となったことを知り、感無量でした。

執筆者 渡辺 修 氏

1960年 厚生省入省、1988年 環境庁長官官房長、1990年 自然保護局長、企画調整局長、1991年 環境事務次官、1993年 退官。